

## 日本郵船株式会社 奴隷労働及び人身売買に関する宣明書 2016/17 (仮訳)

この声明は、日本郵船株式会社（「日本郵船」）並びにその子会社である NYK Group Europe Limited 及び NYK Energy Transport (Atlantic) Limited（まとめて「当社」）が、英国の 2015 年現代奴隷法（「現代奴隷法」）第 54 条に基づく現代奴隷労働に関する声明の作成義務のため、2017 年 3 月 31 日までの会計年度における当社の奴隷労働及び人身売買に関する声明として作成したものです。以下では、当社のグループ会社を「日本郵船グループ」と呼びます。

本声明では、2016 年度に当社が実施した人権に対する取り組みを総括し報告するものです。

### 1 日本郵船グループの組織と事業内容

日本郵船グループは、130 年以上前に日本で設立された、グローバルな総合物流企業グループです。日本郵船グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな輸送ネットワークを通じて、人々の生活を支えるとともに、個々の貨物を運び、社会の繁栄に貢献しています。

### 2 当社の奴隷労働及び人身売買に関する方針

#### 日本郵船の行動規準

日本郵船では、非人道的な労働や強制労働を禁止する旨、行動規準に定めています。

日本郵船では、2016 年 10 月に日本郵船の行動規準を改定し、その中で新たに人権と多様な文化の尊重に関する章を追加しました。

#### 日本郵船グループ企業行動憲章

日本郵船グループは、日々の業務において「日本郵船グループ企業行動憲章」に則って行動しています。「日本郵船グループ企業行動憲章」では、「諸法令の遵守と人権の尊重」の項目の下、「企業は社会の一員であることを自覚し、正義と公正を旨として、各国の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、地域の善良な文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮し、善良なる社会倫理規範にもとることのない企業活動を遂行します。」と規定しています。

日本郵船グループ企業行動憲章の詳細は日本郵船のホームページに掲載しています。

<http://www.nyk.com/profile/mission/credo/>

#### 国連グローバルコンパクト

日本郵船グループは安全・確実な「モノ運び」を通じ、世界中の人々の生活を支えることを基本理念としています。

日本郵船は、2006 年に国連グローバルコンパクト（以下 UNGC）に署名し、日本郵船のグループ会社とともにその 10 原則を支持しています。UNGC は参加組織に対し、毎年 10 原則の実現に向けた実際の活動報告を義務付けており、日本郵船は 2016 年 12 月に詳細の報告を行い、その内容は UNGC のウェブサイトにて Communication on Progress として掲載され、Advanced Level と評価されています。

### 3 当社事業における奴隷労働や人身売買に関するデュー・ディリジェンス

日本郵船は、毎年経済人コー円卓会議日本委員会、人権ビジネス研究所、ビジネス・人権資料センター、国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループが主催する「ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」に参加しています。さらに、日本郵船は、2012年開始の「人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ」設立に関与した、ニッポン CSR コンソーシアムの中心メンバーです。

#### HR サーベイ

日本郵船は、毎年「HR サーベイ」を実施しており、2016年度は国内外のグループ会社 153社を対象にしました。本サーベイの対象者に対し、取引先も含めた人権侵害リスクに対する認識を調査しています。

#### 2016 ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム

日本郵船は、2016年6月経済人コー円卓会議日本委員会の主催する2016ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム（人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ）に参加しました。

#### 2016 ビジネスと人権に関する国際会議

日本郵船は、2016年9月に開催されたビジネスと人権に関する国際会議に参加しました。

#### 人権有識者との個別ダイアログ

日本郵船は、2016年9月に人権に関する海外有識者と、日本郵船グループの人権への取り組みに関し、個別ダイアログを実施し人権デュー・ディリジェンスに関する理解を深めました。

### 4 当社事業における奴隷労働や人身売買が発生するリスク評価及び管理

#### 取引先に対する CSR ガイドライン

日本郵船グループは、グローバルな総合物流を展開する企業として、多くのステークホルダーの皆さまに支えられ、安全・確実な「モノ運び」を通じて、お客様のサプライチェーンの一翼を担っています。サプライチェーンにおける法令遵守、公正な取引、信頼構築、安全・安心、環境、人権、労働、腐敗防止に関する課題を把握し解決をはかるため、「取引先に対する CSR ガイドライン」を策定しています。

日本郵船は、2017年2月に「取引先に対する CSR ガイドライン」を改定し、その中で人権尊重や労働環境に関する事項を規定しています。

日本郵船の「取引先に対する CSR ガイドライン」全文は日本郵船のホームページに掲載しています。

<http://www.nyk.com/csr/nykcsr/guide/index.html>

### 5 奴隷労働と人身売買への対応に関する措置の実効性

引き続き当社では奴隷労働及び人身売買の撲滅を目指し、2017年度も対応を進めていきます。

## 6 奴隷労働と人身売買に関する研修

日本郵船及びグループ会社の従業員を対象とした研修では、差別、ハラスメント、人権に関する世界のトレンド等の幅広い人権課題について講義しています。

2016 年秋に日本郵船グループを対象とした CSR と UNGC に関する 2 つの e-learning プログラムを実施しました。本プログラムでは「責任あるサプライチェーン」について説明し、受講した従業員が人権を含むさまざまな社会課題に対する理解を深めました。

さらに、日本郵船では、毎年 12 月の人権週間の際に社内掲示板に人権課題について掲載し、社員への周知を行っています。

また、2017 年 2 月には、国内グループ会社を対象とした担当者連絡会を開催し、サプライチェーン全体における人権や労働問題を取り上げ人権課題への理解促進を図っています。

2017 年度もさらなる研修を実施します。

本宣明書は、日本郵船株式会社並びにその子会社である **NYK Group Europe Limited** 及び **NYK Energy Transport (Atlantic) Limited** の取締役会において承認されました。

日本郵船株式会社

取締役・常務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー

吉田 芳之

2017年9月

**NYK Group Europe Limited**

マネージング・ダイレクター

Svein Steimler

2017年9月

**NYK Energy Transport (Atlantic) Limited**

マネージング・ダイレクター

野尻 敦也

2017年9月